

平成23年度 農林水産省 税制改正要望について(主要事項)

平成22年10月28日 農林水産副大臣 篠原 孝

- 1 平成23年度農林水産省税制改正要望の概要 P 1
- 2 延長等の主な事項 P 2 ~
 - ・ 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例制度の2年延長等
 - ・ 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置の2年延長
 - ・ 肉用牛売却所得の課税の特例措置の3年延長
- 3 新規の主な事項 P 5 ~
 - ・ 林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の特例措置
 - ・ 地球温暖化対策を推進するための税制度の創設に伴う措置【環境省共管】
 - ・ 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る特例措置の創設
 - ・ 卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却等の創設
 - ・ 独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象に追加

平成23年度農林水産省税制改正要望の概要

延長等要望事項(主管17件、共管13件)

- 1 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例制度の2年延長等(所得税・法人税)
- 2 農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置(1KL当たり2,040円)の2年延長(石油石炭税)
- 3 肉用牛売却所得の課税の特例措置の3年延長(所得税・法人税、住民税)
- 4 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度(30%)の2年延長(所得税・法人税)
- 5 山林所得に係る森林計画特別控除(20%)の2年延長(所得税)

等

新規要望事項(主管6件、共管9件)

- 1 林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の措置(相続税・贈与税)
- 2 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る特例措置の創設(①登録免許税、②不動産取得税等)
- 3 卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特例措置の創設(①所得税・法人税、②固定資産税)
- 4 独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象となるよう追加(所得税・法人税)
- 5 地球温暖化対策を推進するための税制度の創設に伴う措置【環境省共管】

等

見直し(廃止)事項(主管14件、共管7件)

- 1 次の特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置(所得税・法人税)
 - (1)市街化区域等の内外の林業用資産
 - (2)卸売市場の誘致区域の内外の資産
 - (3)農用地区域の内外の資産
 - (4)土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域の内外の資産
 - (5)農村地域における工業等導入地区の内外の資産
- 2 贈与税納税猶予の適用農地等を特定農業生産法人に使用貸借した場合の次の特例措置
 - (1)納税猶予の継続(贈与税)
 - (2)徴収猶予の継続(不動産取得税)
- 3 農地法に基づく次の特例措置
 - (1)特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置(2.0%→0.8%)(登録免許税)
 - (2)特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の課税標準の軽減措置(取得価格の3分の1控除)(不動産取得税)
- 4 卸売市場法に基づく次の軽減措置(登録免許税)
 - (1)勧告等によってする登記の税率の軽減(0.7%→0.5%等)
 - (2)会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減(2.0%→0.4%)
- 5 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置(入会権の持分相当額を減額)(不動産取得税)
- 6 農地法に基づき買収された場合の次の特例措置(所得税・法人税)
 - (1)収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(譲渡がなかったものとみなす等)
 - (2)収用換地等の場合の譲渡所得等の特別控除(譲渡所得から5,000万円を特別控除)

等

注:口蹄疫対策特別措置法等に係る特例措置の創設要望については、10月22日関係法律の成立により措置された。

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の2年延長等 〔所得税・法人税〕

【創設年度：平成19年度、適用件数（平成21年度）7,828件、減収額（平成21年度）5,999百万円】

【政策の背景・目的】

- 農業経営を発展させるためには、計画的に経営規模の拡大等の経営基盤の強化が重要。
- 本制度は、農業経営の安定等を図ることを目的とした用途制限のない交付金等が、経営基盤の強化（農用地、農業用機械等の取得）のための投資に振り向けられるよう誘導・支援するもの。
- 平成23年度から本格実施される戸別所得補償制度の交付金等を、モデル対策と同様に本制度の対象とする見直し等が必要。

準備金制度の活用実績

- 農用地の取得

	9,710ha	220億円
平成21年度	5,540ha	111億円
平成20年度	3,240ha	86億円
平成19年度	930ha	23億円
- 農業用機械等の取得

	3,264台	128億円
平成21年度	1,888台	72億円
平成20年度	1,144台	46億円
平成19年度	232台	10億円

【特例の概要】

- 戸別所得補償制度の交付金等を準備金として積立てた場合、積立分を必要経費（損金）に算入（課税を繰延べ）
- 交付金等及び準備金により、農用地又農業用機械等を取得した場合、圧縮記帳（交付金等を実質非課税）



農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置 の2年延長〔石油石炭税〕

【創設年度: 免税措置 昭和53年度・還付措置 平成元年度、適用件数(平成21年度) 施設園芸農家 約21万戸・漁業者 約14万人、減収額(平成21年度) 3, 657百万円】

【施策の背景・目的】

- コストの低減により施設園芸農家及び漁業者の経営の安定を図り、農林水産物の安定供給を確保することを目的としている。
- 経営費に占める燃料費の割合は他産業と比べて高く、減免の廃止は経営に大きな影響。

《経営費に占める燃料費の割合》

農業	ピーマン(冬春)	32%
	ばら	31%
漁業	いか釣(沿岸)	33%
他産業	タクシー	7%
	トラック	5%

- 使用量は年々減少しており、減免措置は二酸化炭素排出量の削減に逆行するものとはなっていない。

《A重油の適用数量の推移》

平成15年 3, 214千kl → 平成20年1, 793千kl
(平成15年比44%減)

【特例の概要】

輸入A重油に係る石油石炭税2,040円/klの免税
国産A重油に係る石油石炭税2,040円/klの還付
創設年度: 免税措置 昭和53年度
還付措置 平成元年度

- 対象となる農家及び漁業者数、適用実績も多い
 - ・ 対象者数(平成21年度): 施設園芸農家 約21万戸
: 漁業者 約14万人
 - ・ 適用実績(平成21年度): 3, 657百万円

【参考】

- 海外(韓国、オランダ等)でも、農業、漁業用の燃料に対して税の減免を実施。

(例) 韓国での免税措置

【農業】

- ・ 農業用に使用する機械類36種類を指定し、これら機械類の燃料について免税(7割が温室の加温ボイラー用燃料)

【漁業】

- ・ 漁業に使用される重油等の燃料について免税

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の適用期間を3年延長〔所得税・法人税・住民税〕【創設年度：昭和42年度（地方税は44年度創設）、適用件数（平成21年度見込み）延べ36,555件、減収額（平成21年度見込み）6,480百万円】

【政策の背景・目的】

- 肉用牛生産は、高品質で安全な国産牛肉を供給するとともに、条件不利地域を含む国土の有効利用や地域雇用の創出に重要な役割。
- 他方、国際化の進展や疾病(口蹄疫)の発生、飼料等のコスト増、景気後退による需要減少等により、極めて不安定な状況。
- このため、肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、体質を強化し、引き続き経営に取り組める環境を確保することが必要。

○最近の子牛及び牛枝肉価格の推移

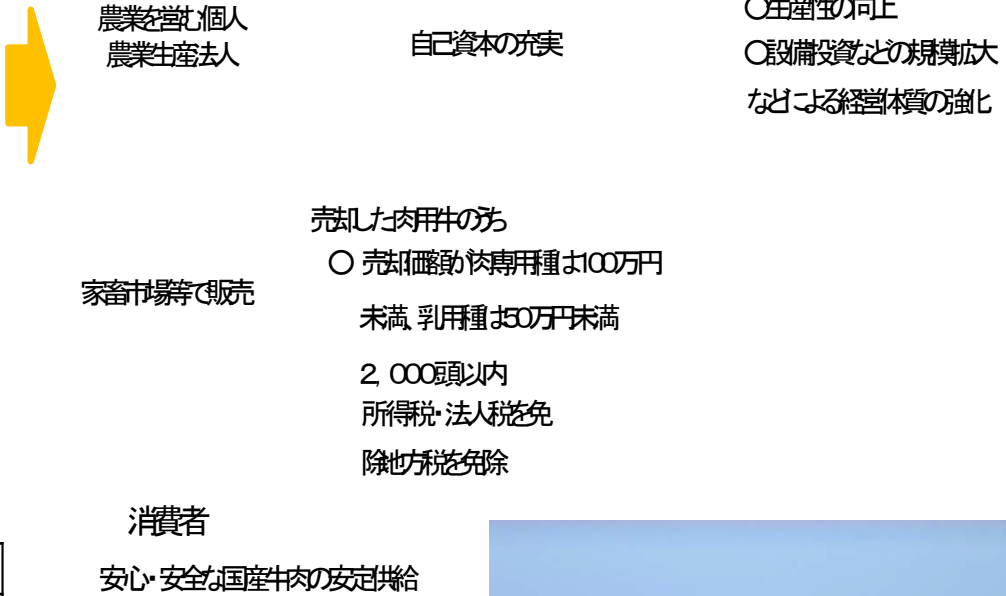
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
子牛価格 (千円／頭)	488	509	491	386	361
牛枝肉価格 (円／kg)	1,336	1,292	1,186	1,083	1,034

注1: 子牛価格は黒毛和種の家畜市場の平均取引価格(ALIC調べ)

注2: 牛枝肉価格は省令価格(畜産物流通統計)

【特例の概要】

家畜市場や中央卸売市場等において肉用牛を売却した場合の売却所得について、所得税、法人税及び地方税(住民税)について免税



林業経営の継続等を確保するための相続等に係る 税制上の特例措置〔相続税、贈与税〕

【政策の背景・目的】

○戦後に造成された人工林資源はいよいよ本格的な利用期に突入

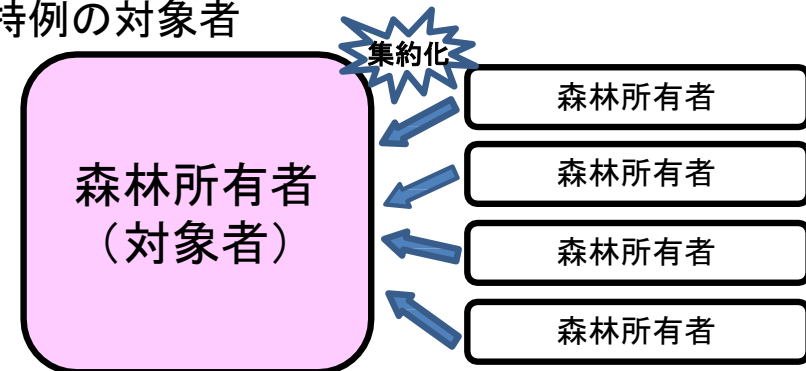
○しかし、材価下落と生産性の低迷から森林整備が停滞し、木材利用も低水準

○このため、森林・林業再生プランにおいて、森林施業の集約化と路網整備等による間伐の推進、木材供給の拡大等を通じて、森林の多面的機能の発揮、雇用確保等を図ることとしている。

○しかしながら、施業集約化の中核として期待される中堅～大規模林家は、相続税・贈与税が負担となって、林業経営の中止等に追い込まれかねない懸念。

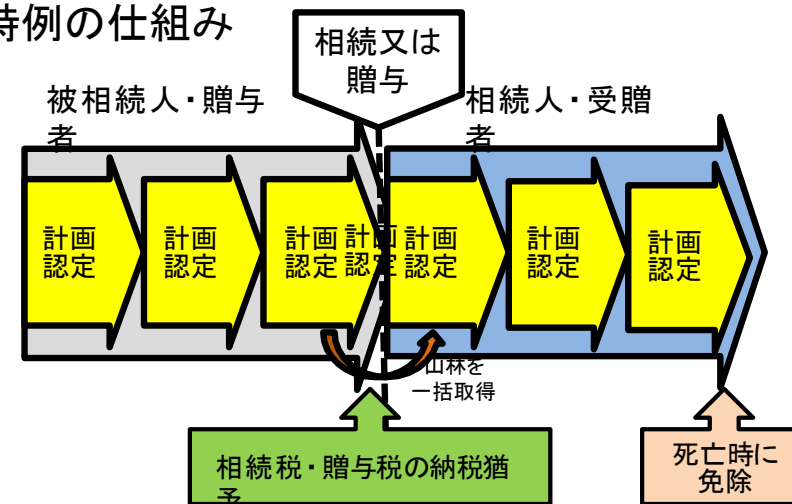
【特例の概要】

1 特例の対象者



森林施業の集約の中核となる所有者に対し、森林法上の計画認定を要件に、山林相続税・贈与税の課税の特例を措置

2 特例の仕組み



地球温暖化対策を推進するための税制度の創設に伴う措置〔地球温暖化対策税〕

【政策の背景・目的】

○政府においては、2020年までに温室効果ガスの排出量を25%削減する目標を掲げ、また、京都議定書における温室効果ガスの削減約束のうち約3分の2の3.8%相当(1,300万炭素トン)を森林吸収量により確保することとしているところ。

○温室効果ガスを削減するためには、農山漁村に広く賦存するバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギーの導入及び二酸化炭素の吸収源としての森林吸収源対策や排出削減対策の木材利用拡大対策等を強力に推進することが重要。



バイオマスなどの再生可能
エネルギー対策



森林吸収源・木材利用
拡大対策

【要望の内容】

(注)

- ① 地球温暖化対策を推進するため、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者との理解と協力を得つつ、地球温暖化対策について総合的な検討を進めた上、必要な税制上の措置を講ずること。

(注) 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置等

- ② 地球温暖化対策税を創設する場合、その税収の使途に、農山漁村におけるバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギー対策や森林吸収源対策及び木材利用拡大対策等を位置づけること。

(参考) 22年度税制改正大綱抜粋

【地球温暖化対策のための税】

今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る特例措置の創設[登録免許税、不動産取得税]

【政策の背景・目的】

○ 農山漁村の活性化を図るためには、農林漁業と2次産業・3次産業との融合を図り、資源を有効に活用して、農山漁村の雇用確保と所得向上を目指す6次産業化を推進していくことが重要。

◇食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)

- 2. 農業の持続的発展に関する施策
(2) 農業・農村の6次産業化等による所得の増大
- 3. 農村の振興に関する施策
(3) 6次産業化による活力ある農山漁村の再生

◇新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

(4) 観光立国・地域活性化戦略
～農林水産分野の成長産業化～
いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携、縦割り型規制の見直し等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく。

○6次産業化を強力に推進するため、6次産業化法

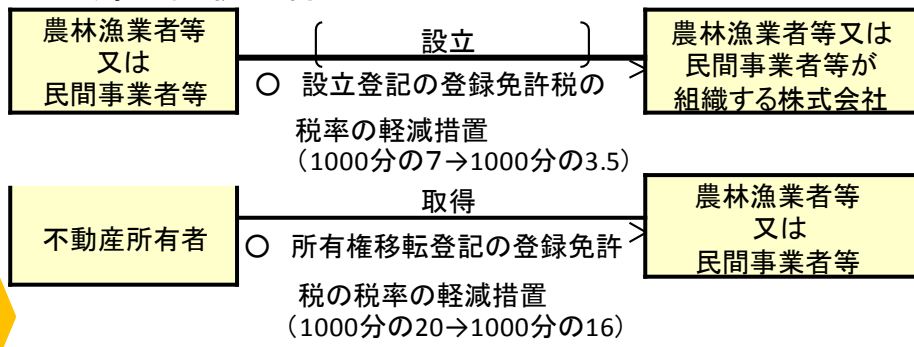
案(第174回通常国会に法案提出、今臨時国会において継続審議)の早期成立に向け努力。

○新たに加工や販売に進出する際の初期負担を軽減することは、比較的資金力の乏しい農林漁業者等にとって6次産業化に取り組む大きなインセンティブとなる。

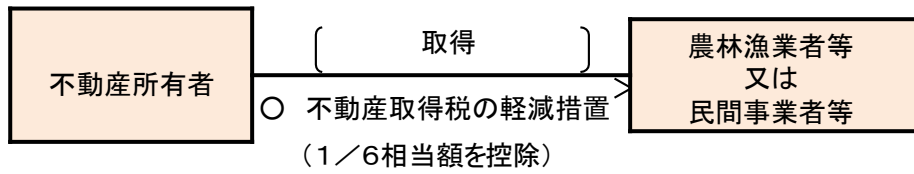
【特例の概要】

対 象 者
「6次産業化法案」に基づき、
○「総合化事業計画」の認定を受けた農林漁業者等(農林漁業者又はその組織する団体)
○「研究開発・成果利用事業計画」の認定を受けた民間事業者等

○登録免許税の特例



○不動産取得税の特例



卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却等の創設 〔所得税・法人税、固定資産税〕

【政策の背景・目的】

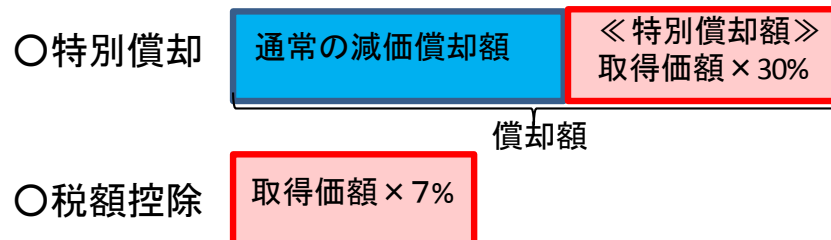
】

- 食の安全・消費者の信頼の確保や鮮度保持への期待の高まり等により、卸売市場をめぐる情勢が変化するなかで、出荷者や需要者からのニーズに十分に対応しきれていない状況。
- このため、多様化する出荷者、需要者のニーズに適切に対応するよう、品質管理の高度化や加工・調整の機能強化に資する設備等の導入を促進し、卸売市場の機能強化を図る必要。
- 卸売市場の機能強化を推進することにより、消費者が望む安全で付加価値の高い生鮮食料品等が供給されるとともに、生産者にとっても安定的な出荷先が確保される。



【特例の概要】

卸売市場機能高度化事業を実施し、卸売市場の品質管理の高度化に資する設備等を取得した場合に、特別償却(30%)又は税額の特別控除(7%)をすることができる。



卸売市場機能高度化設備等

出荷者、需要者ニーズへの適切な対応のため、特に市場機能の強化を図るもの

- 品質管理の高度化に係る設備
(低温売場等)
- 加工・調整や保管・配送の機能強化に係る設備
(加工処理設備(小分け、包装等)等)

独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象に追加〔所得税・法人税〕

【政策の背景・目的】

- 養豚経営及び肉用牛肥育経営は、収益性の変動が極めて大きい部門であり、変動を均す仕組みが必要。

現在は、豚肉及び牛肉の枝肉価格の低下、飼料費の増加等に伴う生産コストの上昇により、収益性が悪化している状況。

- 各畜種ごとに措置された経営安定対策の仕組みを、直接交付方式に順次移行中。

しかしながら、現行の税法では、生産者負担金が損金算入の対象とならない。

- 引き続き、生産者負担金を経費の対象にすることにより、経営の安定を図ることが必要。

○収益性の推移（一頭当たり所得）

（単位：円／頭）

区分／年度		16	17	18	19	20
養豚経営		5,085	6,304	4,863	4,813	3,144
肥育経営	去勢若齢（肉専用種）	148,296	170,001	127,512	39,812	▲ 107,481
	乳用おす	57,178	65,056	43,431	▲44,783	▲58,931

資料：農林水産省「畜産物生産費調査」

【特例の概要】

- 独立行政法人農畜産業振興機構において、養豚経営安定対策事業及び肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）における生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象に追加。

畜産経営安定対策に係る事業の仕組み

